

準耐火建築物における型式部材等製造者認証の取り消し処分について

このたび、当社が建築した「建築基準法上の準耐火建築物」において、屋根の仕様が、同法に基づいて指定認定機関から受けた型式部材等製造者認証に適合していない建物が28棟あることが判明しました。

これにより、当社は国土交通省から本日付で、準耐火建築物の「一戸建（2階建および3階建）」「長屋（2階建）」「共同（2階建）」における下記の5つの認証の取り消し処分を受けました。

当該のお客様28棟（東京都21棟・神奈川県4棟・千葉県1棟・愛知県2棟）には、当社およびグループ会社の責任者より個別に対応のご案内をさせていただいております。

今後、再発防止に向け、内部体制の確立と従業員への教育の徹底を図り、お客様からの信頼回復に努力してまいります。

当該のお客様をはじめ多くの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

記

1、今回取り消しとなる型式部材等製造者認証番号（下記の5認証）

- 製010101Abba0090603 準耐火建築物 一戸建・2階建・基準風速34m/s以下（認証日：2007年6月25日）
- 製010101Abba0090803 準耐火建築物 一戸建・2階建・基準風速34m/s以下（認証日：2007年12月14日）
- 製010101Abba0091453 準耐火建築物 一戸建・3階建・基準風速34m/s以下（認証日：同 上 ）
- 製010101Abbb0090703 準耐火建築物 長 屋・2階建・基準風速34m/s以下（認証日：同 上 ）
- 製010101Abbc0091304 準耐火建築物 共 同・2階建・基準風速36m/s以下（認証日：同 上 ）

*型式部材等製造者認証について

建築基準法第68条の11第1項『国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定めるもの（「型式部材等」という。）の製造又は新築をする者について、当該型式部材等の製造者としての認証を行う。』に規定されています。

同認証を取得している場合、建築基準法第68条の20による特例を受けることができ、個々の建築確認や検査時の審査が簡略化されます。

2、本件に関するお客さま用お問合せ窓口

お客様ご相談センター 0120-8746-27（24時間受付）

3、当社ホームページにおけるご案内

「パナホーム・ホームページ」 <http://www.panahome.jp>

以上